

鹿児島市地区 大会運営における 確認事項（令和5年度）

※用語の意味

「事業」とは、本協会に所属するチームの練習、練習試合、強化練習会、大会、理事会等各種会議、指導者講習会、練習会など全ての事業を指す。

1. 活動実施の際の基本的対応方針

1) 3密（密閉、密集、密接）の排除やソーシャルディスタンス（目安として2m以上（最低でも1m））の確保、換気・外部からの空気の流れを作ること、手洗いや手指消毒の励行を行う。

2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手のプレーを伴う事業実施の際）

①健康状態 ②学校や勤務先等の状況 ③連絡先 ④保護者の同意

・指導者（チーム代表者）は、選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより、選手所属学校の状況およびスタッフの勤務先等の状況も確認しておくことが望ましい。

・選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動参加しないようにする。

2. 事業を実施する際の判断基準

①県および市町村、および教育委員会・スポーツ少年団事務局等が「活動休止」や「自粛」を求めている場合。

②学校が部活動・スポーツ活動の中止を要請していない場合。

③学校開放事業が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に中止していない場合。

3. マスク着用の判断について（2023年3月13日以降）

・個人の主体的な判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることはしない。但し、事業の主催者判断としてマスク着用を推奨し、場面に応じた適切なマスク着用を呼びかけるなど感染対策を求めることは許容されるものとする。

・試合出場選手については、コート上およびベンチ内（ウォームアップエリア内も含む）では、着用しなくてよい。

・ベンチスタッフ、記録員、ラインジャッジ、点示員は着用を推奨する。

・呼吸状態や体調に応じて、適宜マスクを外す等の対応をとることを推奨する。

4. 事業を実施する時の対応

1) 選手（指導者）の活動での対応（プレー面での対応）

①参加を強制しない。保護者の承諾を必ず得る。

②検温・体調確認を行い、少しでも症状が見られる場合は、参加させない。

③会場や控室の換気も十分にを行い、ソーシャルディスタンスを確保する。

④活動前後の「手洗い」や手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける。

⑤体育館の換気・外部からの空気の流れを常時作ることを徹底する。（冬場も）

⑥タオルの共有は行わない。

⑦給水のためのスクイズボトルや水筒は必ず個人で準備して使用する。給水前の手指の消毒を徹底する。

⑧食事をする際、「3密排除・ソーシャルディスタンス確保・会話しない」ことに留意する。

2) 大会・練習会・講習会等の対応

①参加者に求める感染拡大防止対策

➢参加同意書は廃止する。

➢「体育館入館者名簿（健康チェック表付き）連絡協議会HP掲載」については、選手やチーム関係者の体調を確認し、会場入場者の状況を管理把握する観点から、各チームで活用することを推奨する。

本部への提出は、1)の感染防止対策がとれていること、万一の際に参加チーム代表者に

速やかに連絡ができる体制が確認できていることを条件に、省略できることとする。

- ▶体調がよくない場合（例：咳・咽頭痛・味覚異常などの症状がある場合）は、自主的に参加を見合わせる。
 - ▶当日朝、検温を必ず行い、平熱を超える発熱(概ね 37.5℃以上)があった場合、参加を見合わせる。37.5 度未満でも明らかな発熱症状を本人が自覚している場合も同様。
 - ▶過去 5 日以内に、新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせる。
- 上記該当者がおり、チームとして大会不参加となる場合やチームの自主的判断で棄権する場合は、必ず早めに連絡協議会事務局に報告すること。
- ▶こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。(入館時・退館時・食事の前後・トイレの後)
 - ▶他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること。(介助等の場合を除く)
 - ▶換気の徹底や人と人との距離を保つこと。
 - ▶感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
 - ▶大会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに報告すること。

②入館者数制限について

入館者数の制限は基本的に行わないこととする。

但し、会場の規模や参加チーム数などにより、感染予防対策上の密回避のため、上限数を連絡協議会で定め連絡し協力をお願いすることがある。小学校体育館使用時も同様とし、会場責任者の指示に従うこととする。

- ④受付にはアルコール消毒液を設置すること。
- ④練習試合実施の際は、1) 予め指導者間の連絡体制の確認 2) 選手の体調を必ず確認 3) 会場への入場者を把握管理する を条件に、健康チェックリストの提出は求めない。
- ⑤選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施すること。
- ⑥監督会議は、短時間で実施することや、換気の徹底を行うこと。
- ⑦会場の換気を適宜行うこと。
- ⑧ベンチ、アップゾーンにおいてもソーシャルディスタンスの確保に留意すること。
- ⑨大会主催者は、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、定めたルールを遵守しない参加者には、大会等への参加取り消しや、途中退場を求めることができる。

以上

【更新・改定】

- 2020 年 4 月作成。
- 2022 年 8 月 20 日更新。(感染第 7 波をふまえ)
- 2023 年 4 月 8 日、定例総会で改定。

なお、2023 年 5 月 8 日の新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、当確認事項が変更や廃止となる場合は、改めて理事会で協議確認し周知を図ることとする。変更や廃止後でも、感染が再拡大する場面等では、当確認事項記載内容を必要に応じて周知する場合があることとする。

(参考)

- ・ 2023 年 3 月 13 日からの厚生労働省によるマスク着用の考え方の変更
- ・ 日本スポーツ協会「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン（追補版）2023 年 3 月 9 日
- ・ JVA「大会運営ガイドライン新型コロナウイルス感染防止対策第 6 版 2023 年 3 月 3 日改訂
- ・ 富山県バレーボール協会の新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン第 11 版 2023 年 3 月 10 日